

各 位

最低制限価格変動制の設定再改正について

次のとおり、最低制限価格の変動制の設定を再改正し、試行します。

改正理由

最低制限価格の変動制については、11月発注分より設定を改正した結果、一定の成果を得られましたが、より適正な入札制度となるように、次のとおり再改正することにしました。

改正内容

- 1 変動制の算定対象から次の合計額未満の入札を外します。

設計額における直接工事費の95%（前回改正時	95%）
” 共通仮設費の95%（前回改正時	70%）
” 現場管理費の60%（前回改正時	50%）
” 一般管理費の25%（前回改正時	20%）

- 2 変動割合の設定率を98%（前回の改正時と同じ）

- 3 適正な施工体制を確保するために工事費内訳書における数値的失格基準を設定します。

入札時に提出いただく工事費内訳書を確認し、次の項目に1つでも該当した場合は落札候補者を失格とし、次順位者を落札候補者とする。

設計額における直接工事費の95%（前回改正時	95%）
” 共通仮設費の95%（前回改正時	70%）
” 現場管理費の60%（前回改正時	50%）
” 一般管理費の25%（前回改正時	20%）

- 4 試行案件 1月31日公告案件から当面の間、試行します。